

各職員に転送または、配布をお願いします。

目次

[最新情報]

平成17年度政策研究発表会参加者追加募集
市町村の合併の特例等に関する法律の施行

[募集します！]

平成17年度政策課題共同研究 研究員の再募集
e シンキング投稿募集

[政策研究の紹介]

「指定管理者制度」
研究報告書の紹介 「あなたのまちにPFIを」

[私の選んだこの1冊]

「ポストモダンマーケティング」
スティーブン・ブラウン著/ダイヤモンド社

[みてきたゾウ・つたえるゾウ！！]

2005年 聖学院大学都市経営シンポジウム
「これからの都市再生 - 分権・協働のあり方を考える - 」

[最新情報]

平成17年度政策研究発表会参加者追加募集

平成17年度政策研究発表会の参加については、まだ若干、席の余裕がありますので、希望の方は、お申し込みください。

日時 平成17年5月19日（木）11：00～16：30

会場 コルソホール（浦和駅西口コルソ7階）

内容 平成16年度政策課題共同研究の成果発表

講演 「明日を生き抜く行政経営 - 地域価値をどう創るか - 」

講師 関東学院大学経済学部教授 大住 莊四郎 氏

<http://www.hitozukuri.or.jp/jinzai/seisaku/01kenkyu/hapyo/hapyoTop.htm>

市町村の合併の特例等に関する法律の施行

「市町村の合併の特例等に関する法律」(いわゆる合併新法)が平成21年度までの時限立法として施行され、平成17年4月1日以降に都道府県知事に合併申請を行った市町村には合併新法が適用になります。

一方、平成17年3月31日までに合併申請を行った市町村については、「市町村の合併の特例に関する法律」(いわゆる合併特例法)が適用されます。

合併新法と合併特例法との違いとして、合併算定替(合併前の市町村がそのまま存在しているものとみなして計算した交付税額を保証すること)について、合併特例法の10年を合併新法では段階的に5年に短縮することとし、合併特例法に基づく合併特例債は廃止されたことがあります。

また、合併新法において、都道府県は、総務大臣が策定する基本指針に基づき、市町村合併の推進に関する構想を策定し、合併協議会の設置勧告や、市町村合併調整委員に合併協議会に係るあっせん・調停を行わせたり、合併協議推進勧告を行うこと等によって、市町村合併を推進することになっています。基本指針案では、合併が望ましい市町村として人口1万人未満など3類型を列挙しています。しかし、都道府県知事の半数ほどが、市町村の意向を尊重し、勧告権の発動については慎重姿勢です。

[募集します!]

平成17年度政策課題共同研究 研究員の再募集

平成17年度政策課題共同研究に参加していただける研究員を再募集しております。今年度の研究テーマについて興味・関心のある方は、是非、御参加ください。

今年度のテーマ

- ・これからの行政経営を支える人材マネジメント・組織体系
- ・「災害協定」を考える～自治体間の協力体制をめざして～
- ・自治体病院における改正病院会計準則の導入とその経営管理への応用

<http://www.hitozukuri.or.jp/jinzai/seisaku/01kenkyu/theme/H17.htm>

研究員募集の詳細は

http://www.hitozukuri.or.jp/jinzai/seisaku/01kenkyu/bosyu/k_boshu.htm

e シンキング投稿募集

e シンキングでは、自発的研究グループ等の研究紹介、講演会等の案内・レポート、研究誌等の発行、政策関係の書籍レビューなど、政策情報に関する投稿をお待ちしています。

「これは、e シンキングの記事になるかな」ということがありましたら、下記の問い合わせ先まで御連絡ください。

TEL:048-664-6681 FAX:048-664-6667

E-Mail: seisaku03@hitozukuri.or.jp

[政策研究の紹介]

「指定管理者制度の手引き」の研究報告

「指定管理者制度の手引き なんだね、その「してえかんりしゃ」てえのは？」の研究成果がまとめ、他の2テーマ（明日からのNPM、健全な道路を維持するために）とを1冊にまとめた報告書を3月末に発行することができました。

平成15年の地方自治法改正で設けられた「指定管理者制度」は、『官から民へ』の趨勢から作られた制度です。この改正により、公の施設の管理を民間事業者を含めた団体に行わせることが出来るようになり、民間ノウハウの活用など公の施設の有効活用が期待されています。

しかし、地方自治法が変わったからと言って、やみくもに制度を導入するのは考えものです。民間企業が管理を行うことによるメリットがある反面、様々な問題点も指摘されています。

指定管理者制度を導入する主なメリットとしては、民間企業やNPO等が参入することによるサービス向上、コスト削減、自治意識の向上、地域の活性化などが考えられます。

一方、課題としては、情報公開、個人情報保護、事業の安定性・継続性、利益優先によるサービス低下、利用の公正・公平の確保、先行手続きの透明性、施設の運営状況のチェック、出資法人等職員の処遇などが考えられます。

この報告書では、管理委託制度と指定管理者制度の相違から始まり、指定管理者制度導入の流れの一例を示しています。また、想定される課題について方向性を示すとともに、6種の施設について管理のあり方についての提言を行っています。

5月19日（木）には、浦和駅西口のコルソホールで他の2チームとともに発表会を行います。関東学院大学の犬住教授による基調講演もありますので、ぜひお越しください。（とほほ）

発表会については

<http://www.hitozukuri.or.jp/jinzai/seisaku/01kenkyu/hapyo/hapyoTop.htm>

研究報告書の紹介

「あなたのまちに P F I を - 公共事業の新しい鍵 - 」(平成 12 年度)

P F I の導入は、民間部門が公共サービスの提供等を担うことでサービスの効率化や質の向上が期待される一方、公共部門がサービス等の企画、質の評価を行うなど、官民の責任分担を見直し、行政のあり方を転換させる「鍵」となりうるものです。報告書では、地方自治体が P F I を導入するにあたって、契約や手続きを簡略化した「手軽な P F I 」を提案しています。

http://www.hitozukuri.or.jp/jinzai/seisaku/01kenkyu/H12/H12sum_pfi.htm

平成 12 年度 ~ 15 年度の研究報告書については

<http://www.hitozukuri.or.jp/jinzai/seisaku/01kenkyu/kyodokenkyu.top.htm>

[私の選んだこの 1 冊]

「ポストモダンマーケティング」

スティーブン・ブラウン 著/ダイヤモンド社

今日では我が国でも「顧客志向」や「顧客第一主義」といったマーケティングは当たり前になっている。本書は、こうした顧客志向と科学性をベースとした米国流の「モダンマーケティング」論の徹底的な批判の書である。

著者のスティーブン・ブラウン教授は欧米だけでなく日本のマーケティング学会でもかなり有名であり、ポストモダン・マーケティングの第一人者として広く認められている。特に「ハーバード・ビジネス・レビュー」誌上における、マーケティング論の大家であるフィリップ・コトラー教授との論争が有名である。「顧客志向」や「顧客第一主義」は今日の市場ではもはや役に立たないという理論が著者の主張である。

「質の良いコーヒーの提供、優しく元気一杯な清潔感を与えるリラックスゾーンの提供、カップ持参客への割引を通じた環境問題への配慮など、顧客志向を徹底している『スターバックス』が時には反社会的な企業として攻撃される。強い顧客志向を標榜するほど顧客の要求に応える者として難題がつけつけられる。」「『ハリーポッター』の爆発的人気の秘密は入手困難、発売延期といった顧客志向の無さにある。」などと具体的に主張している。

著者の提唱する「マーケティング」は、定型的な「顧客志向」が氾濫している中で、顧客を追いかけるのはやめて追いかけられるようにすべきだというものである。人は入手困難なものを欲しがり、一度手に入れると興味は失せる。顧客を無視、拒絶することで欲望を増大させ、引き延ばし待たせることで心の動揺を誘う。自分を振り返ってみても「ある！ある！！」と共感してしまうところが興味深い。

ポイントは TEASE（からかう）という頭文字に要約される 5 原則、すなわち Trick（トリック）、Exclusivity（限定）、Amplification（増幅）、Secrecy（秘密）、Entertainment（エンターテイメント）と主張する。

もちろん、著者の提唱する「マーケティング」が全ての行政分野に当てはまるとは思わないが、消費者保護関連法規の拡充や誠実さが求められる昨今こそ、著者の逆説的ともいえるべき着眼は我々の政策形成の手法として参考になるのではないか。（うふふ）

[みてきたゾウ・つたえるゾウ！！]

2005 年 聖学院大学都市経営シンポジウム

「これからの都市再生 - 分権・協働のあり方を考える - 」

（2005 年 4 月 28 日 17:00 ~ 20:30 大宮ソニックシティ 小ホール）

平日の午後 5 時から 8 時半といった時間帯にもかかわらず、多くの聴衆を集め、「これからの都市再生 - 分権・協働のあり方を考える - 」というテーマが、いかに関心が高いかをあらためて感じた。

今回のシンポジウムは一般市民を対象に、「いかにして住民自治を充実させ、都市生活を豊かにしていくか」といった視点で、「都市再生について、ソフトな視点から都市内分権、地域自治区のあり方、民間と公共の協働参画のあり方」を中心に考察するものであった。前半の基調講演・実践報告及び都市提言と、後半のパネルディスカッションという 2 部構成で進んだ。

特に記憶に残った部分は、東京大学名誉教授の月尾嘉男氏による基調講演での『都市のソフトパワー』という言葉であった。

月尾氏の講演は、各種データを用いて「都市への集中の問題」を検証し、今後の「都市の再生」の方向性を示すものであり、これからの都市に求められるものとして、この言葉が使われた。これは、都市に対してどれだけ魅力や好意を持ってもらえるか、共感を持ってもらえるかという力だということ。それぞれの都市は、空間的・情動的・人間的なソフトパワーを創造し、魅力ある地域づくりを行うことが必要であるとのことであった。

従来のハード部分に偏りがちであった「行政」による都市再生では、そのパ

ワーを創造することは難しい。分権・協働をキーワードに都市再生を考えた場合、いかに地域（コミュニティ）の結束力を高めるか、いかに住民自治としての意識を醸成していくかがポイントになると考えられる。その時、『都市のソフトパワー』がどれだけあるかが問われるのだろう。（まっちい）

[編集後記]

かつて学生の間で流行った「五月病」。最近では、新社会人が新人研修の終わる6月頃になって症状を現すことが多いことから、新五月病とか「六月病」とか言われているらしい。環境が変わったり、大きな目標を達成した後などが要注意。ゴールデンウィークもあつという間に終わり、カレンダーを見ると7月の「海の日」まで祝日がない。事業も本格稼働し、リフレッシュするのも難しい時季だが、課題解決のために日々奮闘する我々行政マンには「六月病」も無縁か？ いや、そうあらねば...。(磯田)

[e シンキング]

ご意見・掲載希望

[政策研究の紹介] [私の選んだこの1冊] のコーナーや、セミナー等の参加レポートを募集しています。是非下記まで、御連絡ください。

発行元

彩の国さいたま人づくり広域連合

自治人材開発センター 政策研究担当（石田、江森）

〒331-0804 さいたま市北区土呂町2 - 24 - 1

TEL:048-664-6681 FAX:048-664-6667

WebPage: <http://www.hitozukuri.or.jp/jinzai/>

E-Mail: seisaku03@hitozukuri.or.jp